

令和８年度介護サービス情報に係る報告、調査及び情報公表計画

介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３７条の２の３第１項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同令第３７条の５第１項に規定する「調査事務に関する計画」及び同令第３７条の１１において準用する同令第３７条の５第１項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。

令和８年８月１８日

青森県知事 宮下 宗一郎

１ 計画の基準日

令和８年１月１日

２ 計画の期間

令和８年８月１８日から令和９年３月３１日まで

３ 報告の対象となる事業者

（１）令和８年度において報告の対象となる事業者

別紙１「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧」に掲げるサービスを提供する事業者とする。ただし、次のいずれかの要件に該当する事業者に限る。

- ① 計画の基準日において指定を受けており、かつ、計画の基準日前の１年間において介護報酬（利用者負担を含む。）の支払いを受けた額が１００万円を超える事業者（公表を行う月までに廃止又は休止した事業者を除く。）
- ② 計画の基準日から令和８年１２月３１日までに新たに指定を受けた事業者（公表を行う月までに廃止又は休止した事業者を除く。以下「新規事業者」という。）
- ③ 休止した介護サービスを計画の基準日から令和８年１２月３１日までに再開した事業者
- ④ 上記①から③までのいずれにも該当しないが、任意で公表することを申し出た事業者

（２）（１）の事業者の名称

（１）②、③及び④により公表を行う事業者を除き、別紙２「令和８年度介護サービス情報の報告及び公表の計画」のとおりとする。

４ 事業者の報告の内容

次に掲げる情報とするが、②については、新規事業者に報告を求めないものとする。

- ① 基本情報（事業所の名称、所在地、従業員に関する情報、提供する介護サービスの内容等）介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）別表第１に掲げる項目に関する情報
- ② 運営情報（利用者の権利擁護等の取組、提供サービスの質の確保のための取組、相談、苦情等の対応のための取組等）
省令別表第２に掲げる項目に関する情報
- ③ 都道府県独自項目情報
青森県介護サービス事業所認証評価制度による県の認証の有無

5 公表の対象となる事業者

3 の事業者及び令和 8 年度に公表済みである事業者

6 事業者ごとの報告及び公表を行う月

別紙 2 「令和 8 年度介護サービス情報の公表に伴う報告計画及び情報公表計画」のとおり。
なお、3 (1) ②、③及び④により公表を行う事業者については、別に定める。

7 事業者の報告の方法

(1) インターネットによる方法

青森県指定情報公表センター（以下「情報公表センター」）から対象事業者に報告依頼を行い、事業者は厚生労働省が設置する公表用システムサーバー（以下「サーバー」という。）を利用し直接入力する。

(2) インターネット以外による方法

情報公表センターから対象事業者に報告依頼を行い、事業者は紙又は電子媒体等で情報公表センターへ提出し、提出を受けた情報公表センターがサーバーに入力する。

提出先 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（情報公表センター）

住 所：〒030-0822 青森県青森市中央三丁目 2 0 - 3 0 県民福祉プラザ 2 階

TEL：0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 9 1

FAX：0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 9 4

(3) 事業者の報告の受理開始及び提出期限

受理開始は報告月の 1 日とし、提出期限日は、報告月の末日までとする。

8 調査

(1) 調査の対象となる事業者

自ら調査を希望する事業者とする。

(2) 事業者ごとの調査を行う月

希望の状況を踏まえ別に定める。

(3) 調査を行う指定調査機関の名称

社会福祉法人青森県社会福祉協議会